

竹原市移住支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 竹原市が策定した「竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び広島県が策定した「広島県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、竹原市内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、竹原市と広島県が共同して実施する、広島県移住・マッチング支援事業のうち、移住支援事業について、予算の範囲内において支援金を支給するものとし、その支給に関しては、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和3年6月1日制定。以下「要領」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支給金額)

第2条 支援金の金額は、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の世帯の場合は60万円とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、申請時において第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号又は第4号の要件をすべて満たす就職をした者又は起業をする者とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件

(7) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(8) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち

の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

- (ア) 竹原市に転入したこと。
- (イ) 広島県において交付金の交付決定がされ、広島県及び竹原市において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- (ロ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (ハ) 竹原市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ロ) その他竹原市又は広島県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ロ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (ハ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ニ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (ホ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合（プロフェッショナル人材マッチング支援事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）
- (7) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該法人において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

- ア 広島県が行う東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

2 2人以上の世帯の支援金の対象となる者は次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市移住支援金支給申請書（別記様式第1号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 移住先の就業先の就業証明書（別記様式第2-1号又は別記様式第2-2号）
- (2) 本人確認書類
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳等の写し
- (4) 前条に定める要件に該当することを証する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの。

（支給の決定）

第5条 市長は、前条の規定による支給申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、竹原市移住支援金支給決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 審査の結果支援金の支給を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、竹原市移住支援金不支給決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定通知書の再交付）

第6条 申請者が支給の決定を受けた後、紛失等の理由により支給決定通知書の再交付を必要とするときは、竹原市移住支援金支給決定通知書再交付申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定通知）

第7条 市長は前項に規定する再交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、竹原市移住支援金支給決定通知書〔再交付〕（別記様式第6号）により、申請者に交付するものとする。

（支援金の請求）

第8条 第5条第1項に規定する支給の決定の通知を受けた者は、支援金の支給を受けようとするときは、竹原市移住支援金請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第9条 市長及び広島県知事は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号毎に掲げる要件に該当する場合、竹原市移住支援金返還通知書（別記様式第8号）により移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に竹原市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に竹原市から転出した場合

2 前項の規定にかかわらず、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情がある場合、申請者は竹原市移住支援金返還免除申請書（別記様式第9号）により、市長へ返還の免除を申請することができる。

3 市長は、前項の規定による返還免除申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、竹原市移住支援金返還免除承認通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

4 前項の審査の結果、返還免除申請を不相当と認める場合は、竹原市移住支援金返還免除不承認通知書（別記様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(事業の成果の普及等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、自ら発表し、又は申請者に発表させることができるものとする。

(実施規定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 第3条第1項第4号に定める要件については、令和5年4月1日以降に転入した者から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。